

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、唐津市防災会議が作成するものであり、本市の地域に係る防災に関し、市、消防本部、市区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、唐津市総合計画の基本理念「市民力・地域力によるまちづくり」を基礎とし、唐津市都市計画マスタープランと連携した防災対策を推進する。

さらに市民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これを総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、唐津市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

- 1 国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画に基づいて作成し、整合性を図ったものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、唐津市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけるとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
- 3 各種災害における対処は、本計画の定めるところによるほか、水防のための水防管理者としての対処等は、別途定める「唐津市水防計画」による。
- 4 国土強靱化に関する部分については、その基本目標である、
 - ・人命の保護が最大限図られる
 - ・国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持させる
 - ・国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - ・迅速な復旧・復興

を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいくこととし、「唐津市国土強靱化地域計画」を定め、これを推進する。

- 5 今後、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画が修正された場合や、防災に関する諸情勢に変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合は唐津市防災会議において修正するものである。

第3節 計画の構成

1 この計画は、国の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画に合わせ、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、

第1編 総 則

第2編 風水害対策

第3編 地震・津波災害対策

第4編 原子力災害対策

第5編 その他の災害対策

「大規模火事災害対策」

「林野火災対策」

「海上災害対策」

「鉄道災害対策」

「航空災害対策」

の5編をもって構成する。

2 第1編総則に続き、第2編から第4編までの各編には、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸対策を具体的に述べている。

また、第5編その他の災害対策には、大規模火事災害対策等について特記すべき事項を記述している。

3 計画の詳細な要領や基礎資料などは別途「唐津市地域防災計画 資料編」に編纂する。

4 本計画に係る関係資料は、関係各所管の部署で別途作成し管理する。

第4節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。

1 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2 災害応急段階における基本理念「オペレーション重視の災害応急対策」

発災直後は、現場重視の迅速な初動で、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることが最優先に、トリアージ的対応を共通認識として、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第5節 計画の推進

市の関係部局はもとより、各防災関係機関及び市民は、できる限り前述の意見を尊重し、特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実するため、この計画に定めた各種対策の推進に当たることとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、市民の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

県は、各種対策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、災害対策基金等の積立、運用等に努めるものとする。

第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて、県及び市町を中心に、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

1 市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 佐賀県、関係機関等

(1) 県

県は、災害が市の区域を越え広域にわたる時、災害の規模が大きく本市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とする、又は、市町間の連絡調整を必要とするときなどに、県警察、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

(2) 県警察

県警察は、警察法、警察官職務執行法、道路交通法等に基づき、県民の生命・身体及び財産の保護並びに公共の安全の秩序を維持する活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

(4) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法に基づき、災害派遣を実施する。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(6) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図

り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、県、市、その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

3 市民

市民は、「自らの命は自らが守る」という防災の基本を自覚し、平常時から災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、地区住民による相互救援の気風を醸成し、一人ひとりが災害に対し、最善の対策をとるよう努める。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する調査、研究に関すること。 (3) 市地域保全事業等に関すること。 (4) 防災に関する組織の整備に関すること。 (5) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 (6) 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 (7) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 (8) 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関すること。 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 (10) 災害時の広報に関すること。 (11) 避難の指示等に関すること。 (12) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 (13) 災害時における各市消防団との連絡調整に関すること。 (14) 消防活動に関すること。 (15) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関すること。 (16) 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関すること。 (17) 被災市有施設及び設備の応急措置に関すること。 (18) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (19) 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画の作成に関すること。 (20) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関すること。 (21) 他の市町との相互応援に関すること。 (22) 災害時の文教対策に関すること。 (23) 災害復旧・復興の実施に関すること。 (24) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること。

2 佐賀県

処理すべき事務又は業務
(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 (2) 市及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関すること。 (3) 防災に関する調査、研究に関すること。 (4) 県土保全事業等に関すること。 (5) 防災に関する組織の整備に関すること。 (6) 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること。 (7) 防災に関する物資等の備蓄に関すること。 (8) 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関すること。 (9) 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関すること。 (10) 災害時の広報に関すること。 (11) 災害の防ぎよと被害拡大の防止のための応急措置に関すること。 (12) 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援に関すること。 (13) 防疫その他保健衛生に関すること。 (14) 被災県有施設及び設備の応急措置に関すること。 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (16) 避難行動要支援者への支援に関すること。

処理すべき事務又は業務
(17) ボランティア活動の環境整備、受入れ窓口に関する事。
(18) 自衛隊の災害派遣に関する事。
(19) 他の都道府県との相互応援に関する事。
(20) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事。
(21) 災害時の文教対策に関する事。
(22) 災害復旧・復興の実施に関する事。
(23) その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。

3 県警察

処理すべき事務又は業務
(1) 災害警備計画に関する事。
(2) 警察通信確保に関する事
(3) 関係機関との連絡調整に関する事。
(4) 災害装備資機材の確保に関する事。
(5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
(6) 防災知識の普及に関する事。
(7) 災害情報の収集及び伝達に関する事。
(8) 被害実態の把握に関する事。
(9) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。
(10) 行方不明者の調査に関する事。
(11) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。
(12) 不法事案等の予防及び取締りに関する事。
(13) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事。
(14) 避難路及び緊急交通路の確保に関する事。
(15) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事。
(16) 広報活動に関する事。
(17) 死体の見分・検視に関する事。

4 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 九州管区警察局	ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。 イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事。 ウ 災害時における他管区警察局との連携に関する事。 エ 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。 オ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事。 カ 災害時における警察通信の運用に関する事。 キ 津波警報等の伝達に関する事。
(2) 九州総合通信局	ア 非常通信体制の整備に関する事。 イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事。 ウ 非常時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び可搬型発電機の貸出しに関する事。 エ 災害時における電気通信の確保に関する事。 オ 非常通信の統制、管理に関する事。 カ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事。
(3) 福岡財務支局（佐賀財務事務所）	ア 災害復旧事業費の査定立会に関する事。 イ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ資金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事。 ウ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起こす場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置

機関名	処理すべき事務又は業務
	<p>することに関すること。</p> <p>エ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関すること。</p> <p>オ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること。</p>
(4) 九州厚生局	<p>ア 災害状況の情報収集に関すること。</p> <p>イ 関係職員の現地派遣に関すること。</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
(5) 佐賀労働局	<p>ア 工場、事業場における労働災害の防止のための指導等に関すること。</p>
(6) 九州農政局 (佐賀県拠点)	<p>ア 国土保全事業(農地海岸保全事業、農地防災事業等)の推進に関すること</p> <p>イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集に関すること</p> <p>ウ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産物用資材等の円滑な供給に関すること</p> <p>エ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること</p> <p>オ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導と、これらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること。</p> <p>カ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること</p> <p>キ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること</p> <p>ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること。</p> <p>ケ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談に関すること。</p>
(7) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<p>ア 森林治山による災害防止に関すること。</p> <p>イ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること。</p> <p>ウ 災害対策用木材(国有林)の払下げに関すること。</p> <p>エ 林野火災対策に関すること。</p>
(8) 九州経済産業局	<p>ア 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。</p> <p>イ 災害時の物価安定対策に関すること。</p> <p>ウ 被災商工業者への支援に関すること。</p>
(9) 九州産業保安監督部	<p>ア 鉱山における災害の防止に関すること。</p> <p>イ 鉱山の施設の保全、鉱害の防止に関すること。</p> <p>ウ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること。</p>
(10) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、武雄河川事務所)	<p>ア 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること。</p> <p>イ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること。</p> <p>ウ 水防警報の発表及び伝達に関すること。</p> <p>エ 水防活動の指導に関すること。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
所、唐津港湾事務所)	オ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。 カ 高潮、津波災害等の予防に関すること。 キ 港湾、海岸、河川災害対策に関すること。
(11) 九州運輸局 (佐賀運輸支局、佐賀運輸支局唐津庁舎)	ア 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること。 イ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること。 ウ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること。 エ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること。
(12) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港事務所)	ア 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(13) 国土地理院 九州地方測量部	ア 地殻変動の監視に関すること。 イ 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 ウ 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。
(14) 福岡管区気象台(佐賀地方気象台)	ア 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 イ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報、警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
(15) 第七管区海上保安本部 (唐津海上保安部、三池海上保安部)	ア 災害時における救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援に関すること。 イ 海難救助、海上警備・治安維持、海上安全確保に関すること。 ウ 海上災害に関する指導啓発、訓練に関すること。
(16) 九州地方環境事務所	ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。 イ 環境監視体制の支援に関すること。 ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

5 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 災害時における人命救助、財産の保護及び防災関係機関が実施する災害応急対策の支援に関すること。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与に関すること。

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 西日本電信電話株式会社(佐賀支店)	ア 電気通信設備及び付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 気象警報、津波警報の伝達に関すること。 ウ 災害時における通信の確保に関すること。
(2) 株式会社NTTドコモ九州(佐賀支店)	
(3) KDDI株式会社	
(4) ソフトバンク株式会社	

機関名	処理すべき事務又は業務
(5) 楽天モバイル株式会社	
(6) 日本銀行（福岡支店、佐賀事務所）	ア 通貨の円滑な供給確保に関すること。 イ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること。
(7) 日本赤十字社（佐賀県支部）	ア 災害時における医療救護の実施に関すること。 イ 災害時における血液製剤の供給に関すること。 ウ 義援金品の募集、配分に関すること。 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること。
(8) 日本放送協会（佐賀放送局）	ア 住民に対する防災知識の普及に関すること。 イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること。 ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること。 エ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること。
(9) 西日本高速道路株式会社（九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米管理事務所、長崎高速道路事務所）	ア 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること。
(10) 九州旅客鉄道株式会社	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。 ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
(11) 日本貨物鉄道株式会社（佐賀支社）	ア 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関すること。 ウ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること。
(12) 日本通運株式会社（佐賀支店）	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
(13) 九州電力株式会社（佐賀支店）、九州電力送配電株式会社（唐津配電事業所）	ア 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時における電力供給の確保に関すること。
(14) 日本郵便株式会社佐賀中央郵便局	ア 災害時における郵政業務の確保に関すること。 イ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 地方独立行政法人佐賀県立病院好生館	ア 災害時における入院患者等の安全確保に関すること。 イ 被災者に対する医療救護の実施に関すること。
(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会	ア LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関すること。
(3) 社団法人佐賀県バス・タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること。
(4) 社団法人佐賀県トラック協会	

機関名	処理すべき事務又は業務
(5) 株式会社エフエム佐賀	ア 市民に対する防災知識の普及に関すること。
(6) 株式会社エフエム佐賀	イ 気象（津波）予警報等の周知に関すること。
(7) 株式会社サガテレビ	ウ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること。
(8) 長崎放送株式会社NBC ラジオ佐賀局	
(9) 社団法人佐賀県医師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること。
(10) 公益社団法人佐賀県 栄養士会	ア 災害時における栄養・食生活指導、支援に関すること。
(11) 社団法人佐賀県看護協 会	ア 災害時における看護、保健指導に関すること。
(12) 社団法人佐賀県歯科医 師会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること。 イ 身元確認に対する協力に関すること。
(13) 社団法人佐賀県薬剤師 会	ア 災害時における医療救護活動への協力に関すること。 イ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関すること。
(14) 社会福祉法人佐賀県社 会福祉協議会	ア 災害ボランティアに関すること。 イ 生活福祉資金の貸付に関すること。 ウ 県・市が行う被災者状況調査の協力に関すること。
(15) 一般社団法人佐賀県建 設業協会	ア 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関する こと。

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	処理すべき事務又は業務
(1) 農業協同組合農業共済 組合森林組合及び漁業 協同組合	ア 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に 関すること。
(2) 商工会議所、商工会	ア 県、市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・ 連携に関すること。
(3) 佐賀県地域婦人連絡協 議会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること。（被災者 支援及び女性の視点を生かした災害対策の推進）
(4) 公益社団法人佐賀県社 会福祉士会及び一般社 団法人佐賀県介護福祉 士会	ア 県域内の災害対策に対する助言に関すること。（各会が 関わる分野における被災者、避難行動要支援者の支援等の 災害対策の推進）
(5) 佐賀県民生委員児童委 員協議会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること。（地域安 全及び避難行動要支援者への支援を中心とした地域におけ る災害対策の推進）
(6) 佐賀県老人福祉施設協 議会、佐賀県身体障害 児者施設協議会、佐賀 県知的障害者福祉協 会、佐賀県保育会、社 団法人佐賀県私立幼稚 園連合会及び佐賀県私 立中学高等学校協会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること。（それぞ れの団体に関わる施設利用者（要配慮者）の災害対策の推 進（必要に応じて他の関係団体と協力））
(7) 特定非営利活動法人佐 賀県難病支援ネットワ ーク	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること。（難病患 者等に関する災害対策の推進）
(8) 佐賀県防災士会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること。（地域に おける自立的な災害対策の推進）
(9) 佐賀県公民館連合会	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること。（地域の 防災拠点（避難所）における災害対策の推進）
(10) 財団法人佐賀県国際交	ア 市域内の災害対策に対する助言に関すること。（外国人

機関名	処理すべき事務又は業務
流協会	に関する災害対策の推進)
(11) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	ア 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時における給水の確保に関すること。
(12) 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社を除く）	ア 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時における通信の確保に関すること。
(13) 都市ガス事業者、液化石油ガス（LPガス）事業者	ア ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。 イ 災害時におけるガス供給の確保に関すること。
(14) 国立大学法人佐賀大学医学部附属病院	ア 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること。
(15) 病院等医療施設の管理者	イ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること。
(16) 社会福祉施設の管理者	ア 災害時における施設入所者の安全確保に関すること。
(17) 私立学校等の設置者等	ア 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること。 イ 災害時における文教対策の実施に関すること。
(18) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設等・港湾・漁港・農業用排水施設の各管理者、海岸管理者・施行者	ア 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること。
(19) 危険物施設等の管理者	ア 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱い施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること。
(20) FMからつ株式会社	ア 暴風、大雨、洪水その他の警報及び避難指示等に係る緊急放送に関すること。
(21) 株式会社びーぷる	イ 被災に係る情報及び市民の安否情報等の緊急放送に関すること。
(22) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	ア 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること。

第3章 唐津市の概況

第1節 自然的環境

第1項 自然的条件

1 位置・面積

本市は、佐賀県の西北部に位置し、東部は福岡県、西部は伊万里湾を経て長崎県と、南部は多久、武雄、伊万里の各市に接し、北部は玄界灘に面した沿岸地域であり、総面積は、約487.58km²※である。

※出典：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

2 地勢（地質）

本市の地勢は、脊振天山山系で、大部分は中世代の花崗岩類から成っており、東松浦半島では、玄武岩が流出して上場台地を形成している。

3 海岸

本市には、屈曲に富んだりアス式海岸の玄界灘沿岸があり、唐津港、呼子港、星賀港といった良港や海水浴に適した砂浜を有しているが、冬期の風浪による浸食が起きている。

4 河川

市内の河川は、日本の平均的性格を有する一級河川松浦川がある。その水系河川や玉島川水系などの2級河川等は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。

第2項 気候

本市の気候は、日本海型気候区に属し、年平均気温は16℃～17℃であり、比較的温和である。

当地域の降水量は年間1,940mm程度で、冬期における降水量は少なく、6月から8月にかけて降水量が多く、899mm程度の雨をもたらす。（2014～2023年平均）

第2節 社会的環境

災害は、自然的環境ばかりでなく社会的環境により、その態様及び被害の状況が異なってくる。

本市は、次のような社会的環境により災害に対する脆弱化が高くなりつつあるので、これらの変化に十分配慮し、防災対策を推進する。

- ① 都市化に伴う人口の密集化、旧市街地における建物の老朽化
- ② 高齢化、国際化に伴う高齢者、外国人または障がい者（児）等の要配慮者の増加
- ③ ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大。
- ④ インフラ整備に伴う災害発生からの減少からくる市民の防災意識の低下
- ⑤ 市民の近隣相互扶助意識の低下等

1 人口

令和2年国勢調査における、本市の人口は、117,373人で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約4.41%減少している。

また、世帯数においては、44,192世帯で、5年前（平成27年国勢調査）に比べて約0.73%増加している。

《参考：平成22年国勢調査人口及び世帯数126,926人、43,651世帯》

《参考：平成27年国勢調査人口及び世帯数122,785人、43,872世帯》

2 建物状況

平成30年1月現在における本市の建物棟数は、家屋総数で64,741棟、このうち木造家屋は、約83.4%にあたる53,965棟である。木造建物が多い地域は過密化と狭隘道路によって火災危険区域となっているところがある。

3 交通事情

本市を基点とした主要都市への道路網は、国道202号及び西九州自動車道が福岡市から市内を通り伊万里市へ、国道203号は佐賀市へ、国道204号が東松浦半島を通り伊万里市へと通じており、国道323号は、浜玉町から大和町（佐賀市）へ至り国道263号に接続し、北は福岡市へ、南は佐賀市へと通じている。また、国道203号沿いの多久市に長崎自動車道インターチェンジがある。

鉄道網は、唐津駅を基点として、JR筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、そして松浦川沿いに伊万里市まで通じ、またJR唐津線が佐賀市まで、佐賀市から長崎本線で鳥栖市まで通じて主要都市を結んでいる。

4 ライフライン等関連施設

(1) 電気関連施設

ア 本市と隣接の玄海町には九州電力（株）の原子力発電所が設置されている。

イ 二太子地区に設置されていた九州電力（株）の火力発電所は廃止後、令和5年4月から施設の一部は「安全みらい館」として、九電グループ従業員を対象にした安全教育施設として運用されている。

(2) 上下水道関連施設

ア 浄水処理施設としては、久里、和多田、神田、浜崎、中山、巖木にそれぞれ浄水場が設置されている。また、山間部及び離島部には、小規模な浄水場が点在している。

イ 汚水処理施設としては、市浄水センター(自家発電保有)が二タ子に設置されている他、浜玉、相知、北波多、呼子にそれぞれ浄水センターが設置されている。

また、各所に農業・漁業集落排水施設及び小規模集合処理場が点在している。

ウ 汚泥再生処理センター施設が、呼子町に設置されている。

エ 市設置型の浄化槽として、市が設置し、又は、個人が設置したものを寄附採納により、市が維持・管理を行っている。

(3) 電信電話関連施設

大名小路、巖木、相知、呼子、鎮西、七山等の地区にNTTの交換局等が設置されている。

(4) ケーブルTV放送等関連施設

ア 東大島町に株式会社ぴ〜ぷるが設置され、有線テレビジョンによる放送を提供している。

イ 南城内にFMからつ株式会社が設置され、FMによる放送を提供している。

(5) 石油コンビナート関連施設

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令改正により、石油コンビナート関連施設指定が解除された。(平成27年12月指定解除)

〈参考：石油コンビナート等特別防災区域〉

- ・大島地区の石油油槽所及び液化天然ガスの大型タンク
- ・二タ子の唐津港東港地区内の火力発電所用備蓄重油タンク